

粕屋町福祉センター一部屋使用許可申請書

粕屋町社会福祉協議会会長様

下記のとおり利用したいので、許可下さるようお願い致します。

利用料金	¥
キャンセル料について	
還付なし	～
50%還付	～
全額還付	まで

申請年月日	令和	年	月	日		
申請者氏名				住所		
				電話番号		
団体・企業名				住所		
				電話番号		
利用目的	会議・研修会・説明会・講座・練習・講演会・発表会 その他（ ）					
利用予定数	町内	人	町外	人	合計	人
使用日	令和 年 月 日（ 曜日）					
利用時間	開始	時	終了	時	計	時間
使用室名	1 階	○会議室 A	○調理実習室	○研修室 C		
	中 2 階	○和室 A	○和室 B	○和室 A B		
	2 階	○大広間 C	○大広間 A B	○研修室 A		
その他 器具類	カラオケ・マイク・その他（ ）					円

※太枠内をご記入下さい。

令和	年	月	日	取 扱 者	事 務 局 長	会 長	領 収 印
----	---	---	---	-------------	------------------	--------	-------------

-----キリトリセン-----

粕屋町福祉センター一部屋使用許可書

令和 年 月 日付で提出された粕屋町福祉センター一部屋使用許可申請書につきまして、利用を許可します。

なお、使用に際しましては、粕屋町福祉センター設置条例及び同条例に基づく規則を守るとともに、粕屋町社会福祉協議会会長及び職員の指示に従います。

令和 年 月 日

申請者 _____ 様

申 込 内 容		
開催日	年	月 日
部屋名		
時 間	～	まで
器具類		

利用料金	¥
キャンセル料について	
還付なし	～
50%還付	～
全額還付	まで

粕屋町社会福祉協議会会長
電話 092-938-6844

取 扱 者		領 収 印	
-------------	--	-------------	--

センターに入場する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の入場者に迷惑をかけること。
- (2) 火薬その他の危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物類（身体障害者補助犬等を除く。）を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (4) 所定の場所又は指定した場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 許可なくして、物品の販売、宣伝又は展示等をしないこと。
- (6) 許可なくして、広告類の掲示、配布又は看板の設置その他これに類する行為をしないこと。
- (7) 許可なくして、付属設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (8) 許可なくして、見学等のために集団で施設に立ち入らないこと。
- (9) 施設を汚損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (10) アルコール類の飲酒は原則として禁止とする。
- (11) 職員の指示を守ること。
- (12) 午後5時以降及び日曜日の部屋使用に関しては、許可なくして所定の場所へは立ち入らないこと。

部屋使用を取り消す場合は、取消等申請書を提出しなければならない。

- (1) 使用料の還付については、取消申請書を提出した日を基準として以下のとおりとする。

日数	14日前まで	13日～3日前	2日前～当日
還付	100%還付	部屋使用料50%還付	還付なし

- (2) 取消申請書の受付時間は、月曜日から土曜日までの午前9時～午後5時までとする。